

<報道発表資料>

八潮市災害対策本部



**県道松戸草加線中央一丁目交差点において発生した
道路陥没事故にかかる災害救助法の適用について**

令和7年1月28日(火)に発生した当事故について、埼玉県が八潮市を区域として、災害救助法の適用を決めました。
なお、本日、八潮市災害対策本部を設置しました。

- ・ **適用日** 令和7年1月29日
- ・ **適用基準** 災害救助法施行令第1条第1項第4号

(参考) 災害救助法について

災害救助法は、災害に対して、国が地方公共団体や国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために制定されたものです。

【問い合わせ先】

八潮市生活安全部 部長 荒浪 電話 048-996-2111 (内線 830)